平成２４年（フ）第２５００号
大阪府門真市栄町15番６号　コスモパレス栄202号
債務者　永井　智美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３２号
大阪市城東区永田３丁目５番23号　メゾン深江橋206号
債務者　三上　恵造
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５３号
大阪府枚方市牧野阪３丁目２番28号、前住所京都府八幡市八幡月夜田71番地の８
債務者　長友技建こと　長友　順弥
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８３号
大阪府茨木市丑寅２丁目４番24号、前住所大阪府摂津市千里丘３丁目11番32号
債務者　大倉　一恵
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２７号
大阪市住之江区新北島５丁目２番28―308号
債務者　松山　達夫
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９６号
大阪府摂津市南千里丘２番17―７号
債務者　田中　裕子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８６号
大阪府茨木市鮎川３丁目３番１号
債務者　下出　留美（旧姓久保島）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８８号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番２棟204号
債務者　髙尾　　博
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８９号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番２棟204号
債務者　髙尾　広美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９９号
大阪市淀川区新高４丁目４番１―205号
債務者　岡本はや子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―908号
債務者　アカギ商会こと　島丸　謙五（旧姓仲井）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１２号
大阪府摂津市正雀４丁目４番12号、前住所大阪府吹田市出口町34番Ｃ１―1002号
債務者　村　　政男
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３７号
大阪市中央区内淡路町２丁目１番12―1006号
債務者　信國　勝政
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４１号
大阪府豊中市山ノ上町12番17―201号、前住所兵庫県宍粟市山崎町庄能164番地１シャーメゾン山崎Ａ101号室
債務者　神野　卓也
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
佐賀県武雄市北方町大字大﨑1696番地
債務者　牛島　順子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８４号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2493番地２
債務者　荒井　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７９号
名古屋市千種区千種２丁目２番９号
債務者　渥美　幸一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部